

# 『OTAテクノCORE』 東糀谷六丁目工場アパート 入居者募集要項



【募集対象】 大田区内外（国外の企業も含む） で製造業を営む方

【募集期間】 令和7年11月1日（土）～11月14日（金）

【使用開始日】 令和8年3月1日（日）（予定）

申請受付（問合せ先）：東糀谷六丁目工場アパート（OTAテクノCORE）

1階管理室 野村不動産パートナーズ株式会社 岩澤

所在地：大田区東糀谷 6-4-17

電話：03-5735-3660

FAX：03-5735-3667

本施設は、大田区内における工場の操業環境の整備を図り、もって高付加価値を生み出すものづくり産業の集積、維持及び発展並びに地域産業の活性化に寄与するため、区が借り上げて管理する集合型の工場（工場アパート）です。本施設の目指すところを踏まえ、ご利用いただく企業の皆様には、ご提出いただく事業計画の中で『成長計画』『雇用計画』『人材育成計画』を記していただきます。

また、近隣施設に配慮し、なるべく騒音、振動の発生が少ない企業の皆様にご利用いただくため、大田区のものづくり産業の特色の一つである精密加工分野の企業、同関連産業、機械金属系研究開発企業（者）の皆様を中心に入居希望企業を募集します。

## 使用資格

### 【共通の使用要件】

- 1 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する中小企業者（※1）であること。

※1 中小企業基本法第 2 条第 1 項第 1 号

資本の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（第 2 号から第 4 号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

- 2 施設の使用に適し、他の入居者の操業及び近隣施設入居者に支障を来すおそれがなく、かつ、施設全体の管理運営に支障がないと認められる業態であること。
- 3 法人事業税及び法人住民税を滞納していないこと。

### 【使用資格ごとの要件】

《工場として使用する方（大田区内外で製造業を営む方）》

※複数ユニットを使用する方も申請いただけます

次に掲げる要件をすべて備えている方

- (1) 事業拡張（新事業の展開、事業体制の再編等のための作業場の移転又は新設をいう。以下同じ。）により作業場を必要としている方
  - (2) 次に掲げる業種の工場を現に営んでいる方
    - ① プラスチック製品製造業
    - ② 金属製品製造業
    - ③ はん用機械器具製造業
    - ④ 生産用機械器具製造業
    - ⑤ 業務用機械器具製造業
    - ⑥ 電子部品・デバイス・電子回路製造業
    - ⑦ 電気機械器具製造業
    - ⑧ 情報通信機械器具製造業
    - ⑨ 輸送用機械器具製造業
    - ⑩ その他の製造業で①から⑨と密接に関連する業種で区長が認めるもの
- ※ プレス機等を使用する工場で、その振動により他の使用者の操業に影響を及ぼす工場は原則として入居できません。

《研究開発の拠点として使用する方（大田区内外で製造業を営む方または、大田区内の製造業者と連携し、研究開発に取り組む研究機関）》

※複数ユニットを使用する方も申請いただけます。

次に掲げる要件をすべて備えている方

- (1) 研究開発（新製品又は新技術の実用化を目的とした研究開発をすることをいいます。以下同じ。）の拠点として使用しようとする方
- (2) 事業拡張により研究開発部門についての作業場を必要としていること

※ただし、複数の中小企業者による企業グループであって、次の要件を備えている方も使用することができます。

ア 事業の分野を異にする事業者が有機的に連携していること。

イ 具体的な事業計画を有していること。

## 使用期間

最終使用許可期間は、令和 14 年 3 月 31 日となります。

※更新時には、事業計画書のほか区長が必要と認める書類を提出していただき、事業計画等を審査の上、更新の可否を決定します。

※区が事業者から施設を借上げる期間（条例による使用期間）は、平成 24（2012）年 4 月から令和 14（2032）年 3 月 31 日までです。

## 自衛消防技術認定証

自衛消防技術認定証の資格取得について、入居の際に当資格の取得をお願いする場合がございます。あらかじめご了承ください。

## 施設概要

### 1 所在地（住居表示）

東京都大田区東糀谷六丁目 4 番 17 号

### 2 アクセス

- (1) バス JR 蒲田駅東口から東糀谷 6 丁目行きバス 終点で下車 徒歩 5 分
- (2) 電車 京浜急行空港線 穴守稲荷駅下車 徒歩 20 分
- (3) その他 羽田空港から車（タクシーなど）で 15 分
- (4) その他 京急蒲田駅から自転車で 20 分

### 【敷地及び施設概要】

|      |                                                           |
|------|-----------------------------------------------------------|
| 用途地域 | 工業専用地域                                                    |
| 防火指定 | 準防火地域                                                     |
| 敷地面積 | 4,257.68 m <sup>2</sup> (1,287.95 坪)                      |
| 延床面積 | 8,488.65 m <sup>2</sup> (2,567.81 坪)                      |
| 構造   | 鉄筋コンクリート造 4 階建て                                           |
| 室数   | 33 ユニット                                                   |
| 床荷重  | 1-2 階 : 2.5 t/m <sup>2</sup> 3-4 階 : 1.5 t/m <sup>2</sup> |

## 今回募集する各室の使用料金額

| 階数  | ユニット<br>番号 | 面積          | 月額使用料     | 月額使用料<br>※1 | 月額使用料<br>(更新後)<br>※2 | 月額使用料<br>(更新後)<br>※1 ※2 |
|-----|------------|-------------|-----------|-------------|----------------------|-------------------------|
| 2 階 | 203        | 206.39<br>㎡ | 471,000 円 | 456,000 円   | 563,000 円            | 551,000 円               |
| 2 階 | 205        | 216.94<br>㎡ | 495,000 円 | 479,000 円   | 592,000 円            | 579,000 円               |
| 2 階 | 206        | 206.39<br>㎡ | 471,000 円 | 456,000 円   | 563,000 円            | 551,000 円               |
| 4 階 | 405        | 89.59<br>㎡  | 171,000 円 | 158,000 円   | 204,000 円            | 204,000 円               |

※1：複数ユニット使用者、大田の工匠に該当する場合の金額になります。

※2：過去に本施設へ入居したことがある、または現在本施設に入居している企業で、更新後の要件に該当する場合の金額になります。

※なお、次の費用は、使用者の負担となります。

- ① ユニット内で使用した電気料金、上下水道料金（ガスの敷設はありません）  
（なお、電気は共同受電となるため、電気の基本料金は各ユニットの電気容量や電気使用量により決定します。あらかじめご承知ください。）
- ② 電話料金、インターネット接続料金（個別契約）、駐車料金、バイク置場、駐輪場利用料金、事業系ゴミ処理料金、各使用料等の振込み手数料

## ユニットの仕様（寸法の上限）

| 階数  | 梁上高さ    | 有効高さ    | 床荷重       | ドア開口（幅×高さ）        |
|-----|---------|---------|-----------|-------------------|
| 2 階 | 5,000mm | 3,800mm | 2.5 t / ㎡ | W3,400mm×H3,800mm |
| 4 階 | 4,200mm | 3,000mm | 1.5 t / ㎡ | W3,400mm×H3,000mm |

### 【使用上の注意点】

- ① 各階の廊下の幅は、3.4mです。各階廊下の有効高さは、ユニットと同じ高さとなります。1 階の外から共用廊下への入口のドア開口については、W3,400mm×H4,100mm です。
- ② 精密加工分野のものづくり企業を中心に、多様な業種の企業の皆様が入居する予定のため、他の使用者に影響を及ぼすような振動の発生する機械装置、付帯設備の導入、設置はできません。また、隣接施設利用者に対して、騒音により健康被害を及ぼすような影響のある機械装置の導入、設置もできません。
- ③ ホイストクレーンの設置については、防震対策等、必要な措置を講じていただきます。また、設置が可能なクレーンは門型のみです。
- ④ 空調機については、使用者の負担で設置していただきます。室外機は、ベランダ（ベランダがない場合は屋上）設置が可能です。
- ⑤ コンプレッサーについては、ベランダ（ベランダがない場合は屋上）設置が可能

です。配管部の施工については、使用者の負担となります。

- ⑥ ばい煙、悪臭の発生する装置や、近隣施設利用者に対して、臭気により健康被害を及ぼすような影響のある機械装置の導入、設置は原則できません。射出成形機などの臭気対策については、排気ダクトをベランダ側から屋上まで立ち上げるのが可能ですが、工事については、使用者の負担となります。
- ⑦ 搬入機材は、床荷重の基準を遵守し配置していただきます。入居後、新たな機械装置の導入についても、機械装置の配置等について、床荷重の上限を超えないように計画してください。なお、床荷重の上限を超えていることが判明した場合は、原則、対象機材等を即時に搬出していただくこととなりますのでご注意ください。
- ⑧ 各ユニットの設備は、換気扇と電気給湯器付き流し、照明器具となります。消耗品部分の交換は、使用者負担となります。また、光源が不足する場合は、使用者負担で整備いただくこととなります。
- ⑨ 各ユニットはスケルトン仕様のため、必要な設備は使用者で準備いただきます。また退居時は、壁、床、入居者が設置した設備などを含め原状回復していただきます。
- ⑩ 申請に際して、ユニット平面図（コピーも含む）が必要な場合は、管理室に問合せをしてください。なお、寸法等は必ず現地を確認してください。

**電気容量等**（電気容量は最大負荷容量を示し、動力には空調用動力も含みます。）

| 階数  | ユニット番号      | 動 力<br>(三相 200V) | 電灯コンセント<br>(单相 200V/100V) |
|-----|-------------|------------------|---------------------------|
| 2 階 | 203・205・206 | 110 kW           | 34.0 kVA                  |
| 4 階 | 405         | 60 kW            | 15.0 kVA                  |

※各ユニットの電気容量の変更はできませんので、その点ご了承下さい

**エレベーター**（t（トン）数は、最大積載量）

| 種別           | カゴの大きさ（幅×奥行き×高さ）                    |
|--------------|-------------------------------------|
| 大型荷物用（6.0 t） | 幅 2,750 mm×奥行き 4,800 mm×高さ 2,700 mm |

※大型荷物用エレベーターには、フォークリフト（バッテリー式のみ）の積載が可能です。軽自動車等、車の乗り入れは禁止です。

※エレベーターで搬出入できない大型のものは、2 階から 4 階に搬入デッキ（バルコニー）を設置してありますが、利用は使用者の負担で行ってください。なお、搬入デッキの使用により、大型クレーンを使用する場合など、各ユニットの皆様に周知するため、管理室に 2 週間前までにはご連絡ください。

## 駐車場・駐輪場使用料等

駐車場、駐輪場等については、十分な台数の確保が難しい状況ではありますが、皆様のご協力により運営させていただきます。使用料金の徴収、契約、更新などの手続き、管理運営につきましては、「管理会社」が担います。

なお、機械式駐車場のため、出し入れの時間を要することをご理解ください。

※月額使用料については別途お問い合わせください。

### 【駐車場仕様等】

| 駐車場所     | 台数 | 区画寸法                                                     | 車高    |
|----------|----|----------------------------------------------------------|-------|
| 平置き      | 4  | 幅 2.5m×奥行 6m                                             | —     |
| 機械式 1 段目 | 11 | (収容可能寸法)<br>長さ 5.3m×幅 1.95m<br>タヤ外幅 1.95m<br>最低地上高 0.12m | 2m    |
| 機械式 2 段目 | 11 |                                                          | 1.55m |
| 機械式 3 段目 | 11 |                                                          | 1.55m |
| 機械式 4 段目 | 13 |                                                          | 2m    |

※敷地内に来客様用の駐車場 5 台、身障者来客用駐車場 1 台がございます（要予約）。

※駐車場の空き状況については管理室へお問い合わせください。

### 【駐輪場台数】

| 駐輪場所 | 台数 |
|------|----|
| 上段   | 26 |
| 下段   | 26 |

### 【バイク置き場台数】

| 収容条件 | 台数 |
|------|----|
| 原付用  | 6  |

※自転車、オートバイを自らのユニット内に持ち込むことはできますが、廊下での走行や廊下への放置・駐輪は禁止です。

※現在空きがない状況のため、空きが出た場合は随時お知らせいたします。なお、複数企業が希望された場合は、抽選になります。

## その他

- 1 近隣には、工場以外の施設（特別養護老人ホーム等）もあります。使用者には、操業に先立ち、騒音・振動・ばい煙・粉塵・有害ガス・悪臭・排水・電気ノイズ等による公害が発生しないように適切かつ十分な処置を講じていただきます。
- 2 ユニット内の空調機、クレーン等の設置は使用者の負担になります。
- 3 複数ユニットを希望し、区画の境界の壁が不要な場合、入居者の負担により撤去も可能です。ただし、退出時には原状回復（壁の設置）を行っていただきます。壁の仕様については、入居説明時までには別途ご案内しますので、原状回復時にはその仕様に基づいた工事をお願いします。
- 4 都市ガスの供給はありません。
- 5 年1回、建物・設備の保守点検を行うための特別休館日があります。  
※出勤いただくことは可能ですが、保守点検を優先させていただきます。
- 6 別途提示する館内規則を遵守してください。
- 7 入居後、大田区の視察等にご協力いただくことがあります。
- 8 退室においては原状回復と区担当者・管理者の確認を行ったうえで、使用許可期間内に区へ引渡しをしていただきます。

## 申請受付

### 1 申請方法

必要書類7部（正本1部、副本6部）を**表紙に記載の問合せ先**に、電話でご予約いただき直接ご持参ください。

※提出書類についてはA4版縦で作成し、各部ごとにフラットファイル等でまとめ、表紙及び背表紙に申請者名を記入してください。

### 2 必要書類

#### 【法人の場合】

- (1) 東糀谷工場アパート使用申請書
- (2) 使用調査書、事業計画書（様式による）
- (3) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（直近3か月以内に発行されたもの）
- (4) 定款（最新のもの）
- (5) 決算報告書の表紙（決算期間がわかるもの）、貸借対照表、各資産及び各負債の内訳、損益計算書、販売費・一般管理費内訳、製造原価報告書（直近実績3年間のもの）
- (6) 法人事業税及び法人住民税の納税証明書（直近3か月以内に発行されたもの）
- (7) 法人事業概況説明書（直近実績3年間のもの）
- (8) 事業案内又は事業内容のわかる資料

#### 【複数の中小企業者による企業グループの場合】

- (1) 東糀谷工場アパート使用申請書
- (2) 使用調査書、事業計画書（様式による）
- (3) 構成員一覧表

- (4) 委任状（構成員→代表者）
- (5) 構成員分の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（直近 3 か月以内に発行されたもの）
- (6) 構成員分の定款（最新のもの）
- (7) 構成員分の決算報告書の表紙（決算期間がわかるもの）、貸借対照表、各資産及び各負債の内訳、損益計算書、販売費・一般管理費内訳、製造原価報告書（直近実績 3 年間のもの）
- (8) 構成員分の法人事業税及び法人住民税（都道府県及び 23 区を除く区市町村）の納税証明書（直近 3 か月以内に発行されたもの）
- (9) 事業案内又は事業内容のわかるもの

#### 【個人の場合】

- (1) 東糀谷工場アパート使用申請書
- (2) 使用調査書、事業計画書（様式による）
- (3) 代表者の住民票の写し（代表者本人のみ、本籍及び続柄省略）（直近 3 か月以内に発行されたもの）
- (4) 決算報告書の表紙（決算期間がわかるもの）、貸借対照表、各資産及び各負債の内訳、損益計算書、販売費・一般管理費内訳、製造原価報告書（直近実績 3 年間のもの）
- (5) 個人事業税及び個人住民税の納税証明書（直近 3 か月以内に発行されたもの）
- (6) 事業案内又は事業内容のわかるもの

### 3 募集期間

**令和 7 年 11 月 1 日（土）から 11 月 14 日（金）まで**

（土、日、祝日につきましては、書類のお預かりのみです。問合せ及びご予約は平日にお願いいたします）

**受付時間：午前 9 時～午後 5 時（正午～午後 1 時を除く）**

※来館の際には、必ず事前に表紙の問合せ先へ電話予約をお願いします。

※

#### **保証金について**

保証金につきましては、次の 2 つの方法を予定しております。

##### **(1) 保証金を 3 か月分納付希望する方**

連帯保証人を 2 名提出いただきます。

- ・ 1 名は代表者の個人保証
- ・ もう 1 名は第三者（「代表者の同一世帯人」「役員・従業員」以外の第三者）の個人保証

##### **(2) 保証金を 5 か月分納付希望する方**

連帯保証人は代表者 1 名の個人保証をご提出いただきます。

## 審査について（使用予定者の決定等）

ご提出いただいた書類の確認及び審査は管理会社が行い、使用予定者の最終決定は大田区が行います。また、ご提出いただいた書類につきましては、審査以外の目的には使用いたしません。

### 1 使用予定者の決定

書類審査及び面接審査を行い、使用予定者を決定します。応募者多数の場合は、面接審査に進む申請者を選定する場合があります。

### 2 現地審査について

事業の内容、設備内容によっては、区職員、審査員等による現地調査を行う場合があります。

### 3 審査項目

書類審査及び面接審査においては、次の項目を審査いたします。

- (1) 必要性：事業拡張、操業環境保持、事業継続等のために施設の使用を必要としているか、当該施設である必要性はあるか
- (2) 成長性：成長が見込める事業内容であるか、付加価値率が高いか
- (3) 安定性：安定性のある事業内容であるか
- (4) 技術的優位性：同業他社と比較して技術力や独創性はあるか
- (5) 計画性：入居期間も含め、適正な事業計画・資金計画となっているか
- (6) 地域性：区内企業との受発注増が見込めるか、地域雇用に貢献できるか
- (7) 財務健全性：使用料等の支払いに耐えうる財務状況か
- (8) 熱意：事業を行うにあたり熱意があるか
- (9) 自己責任：事業を行うにあたり自己責任能力があるか
- (10) 経験・実績：事業を行うにあたり経験や実績があるか
- (11) 実現可能性：事業計画は実現可能なものか

### 4 使用予定者の決定

使用予定者として決定された方には、その旨を通知します。

### 5 複数ユニット希望者の注意事項

#### 【使用許可について】

大田区とのご契約は、一般的な賃貸借契約ではありません。入居する企業に**使用の許可**を行うため、条例、規則等を遵守してご利用いただくことになります。（条例、規則が、賃貸借契約書、重要事項説明に順ずるものにご理解ください）

使用許可については、区から保証金の支払いについてのご案内を郵送します。また、以下に示す、連帯保証人の個人保証書類をご提出いただき、保証金の納付を確認したうえで、使用許可書を交付させていただきます。

区からの案内を受けた日から **10 日以内**に次に掲げる手続をしていただきます。これ

らの手続を完了した方が使用決定者となります。

- (1) 区長が定める資格を有する連帯保証人及び代表者の連署する請書 2 通、ユニット内配置図、連帯保証人及び代表者（個人）の印鑑登録証明書（直近 3 か月以内に発行されたもの）の提出

※連帯保証人として次の個人保証が必要となります。

- ① 保証金を 3 か月分納付希望する企業様

代表者（個人）及び「代表者の同一世帯人」「役員・従業員」以外の第三者

- ② 保証金を 5 か月分納付希望する企業様

代表者（個人）

- (2) 保証金として使用料 3 か月分または、5 か月に相当する金額の納付

#### 【審査内容に関する問合せ】

内容は一切お答えできませんので、あらかじめご承知ください。

### 使用開始

使用開始は令和 8 年 3 月 1 日（日）を予定しています。

※応募企業数により、各種審査予定が早まる可能性があります。なお、審査予定が早まった場合には、入居予定者と事前協議の上、令和 8 年 2 月中に使用開始となる場合があります。

※入居、未入居にかかわらず、原則として、使用許可書記載の使用開始日から使用料が発生します

※移転や付帯設備の設置、材料の搬入等については、図面や現地で事前に確認してから実施してください。なお、作業の際は搬入・搬出ともに事前に管理室へご連絡をお願いします。

### 管理運営

施設の管理運営は、別途ご案内する〔管理会社〕が担います。施設利用に関すること、施設の修繕などは、〔管理会社〕が対応いたします。

### 入居までのスケジュール（予定）

|          |                                 |
|----------|---------------------------------|
| 募集期間     | 令和 7 年 11 月 1 日（土）～11 月 14 日（金） |
| 現地調査     | 令和 7 年 12 月上旬～下旬                |
| 書類審査     | 令和 8 年 1 月上旬～下旬                 |
| 面接審査     | 令和 8 年 2 月上旬                    |
| 使用予定者決定  | 令和 8 年 2 月上旬                    |
| 使用許可通知   | 令和 8 年 2 月中旬                    |
| 鍵の引渡し等   | 令和 8 年 2 月下旬                    |
| 使用開始（予定） | 令和 8 年 3 月 1 日（日）               |

※鍵の引渡し、入居前説明（館内規則の説明等）の日時については、管理会社から連絡します。

# 申請の際の注意事項

操業に際しては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）その他の関係法令等を遵守していただきます。

## 1 工場認可について

### 【事前相談】

使用予定者に決定した方は、必ず**大田区資源環境部環境政策課環境政策担当**の窓口で説明を受けてください。

※ **大田区資源環境部 環境政策課 環境政策担当（工場認可・指導）**

大田区蒲田五丁目 13 番 14 号 大田区役所本庁舎 8 階

☎03-5744-1369（直通）

### 【使用決定者】

事前相談により工場認可が必要な事業者は、使用許可通知受領後、速やかに**各自で認可を受けてください**。また、認定後に認定書の写しを提出していただきます。

※ 認定を受けずに操業を行った場合は、使用許可を取り消すこともあります

## 2 消防署への届出等について

※事前届出が必要な一例

◆ 一定量以上の危険物・可燃物の貯蔵・取り扱い

◆ 消防設備の移設・増設等が伴う工事（レイアウト変更など）

消防法の規定により上記のような使用をされる場合は、事前に許可又は届出が必要となります。

これらの手続は、使用許可通知受領後、速やかに**各自で行ってください**。また、手続の終了後には許可書又は届出書の写しを提出していただきます。

※ 危険物については、別紙「危険物参考資料」により、正確な使用量を記入してください

※ 消防法の規定により、施設の使用に際して、持ち込む危険物の量を制限させていただきます場合がございます

※各企業様で防火管理者を選任する必要がありますので、ご入居前までに資格取得をお願いします。

また、入居工事終了後（操業開始後）、速やかに下記の届出を行ってください。

① 防火対象物使用開始届出書

② 防火管理者選任届出書

③ 消防計画作成届出書

手続の終了後には届出書の写しを提出していただきます。

## 3 接地について

動力は主動力盤からアース端子があるため、必ず**接地を行ってください**。

## 4 バッテリー式フォークリフトの使用について

最大荷重2tまでのバッテリー式フォークリフトを持ち込むことが可能です。なお、施設内に置場はありませんので、各自のユニット内で保管していただきます。

## 5 共用部について

廊下などの共用部に資材等を置くことはできません。また、共同の廃棄物等の保管場所也没有ありませんので、すべて各自のユニット内で完結していただきます。

## 6 床荷重について

床荷重の基準（4 ページ参照）については、平方メートル当たりの重さとなっておりますので、カタログ等により重量や足の本数などを必ず確認してください（使用許可の前にレイアウト図を提出いただきます）。なお、床荷重上限を超えていることが判明した場合は、原則、対象機器等を即時に搬出していただくこととなりますのでご注意ください。

## 7 連帯保証人について

「使用予定者」となりましたら、保証金として使用料の3ヶ月分または、5ヶ月分の納入及び連帯保証人を定めた書類（印鑑登録証明書を添付）を提出することで「使用許可者（入居決定）」となります。

連帯保証人の資格は、申請企業の代表者（個人）及び代表者の同一世帯人、役員・従業員以外の第三者（個人）の保証となりますので、あらかじめご承知いただき、事前のご準備をお願いします。

## 8 複数ユニット使用予定者として決定した企業様への注意事項

複数ユニットを希望し、区画の境界の壁が不要な場合、区画の境界の壁の撤去費用をご負担いただくこととなります。退出時には、原状回復（壁の設置）を行っていただきます。壁の仕様を別途〔管理会社〕から、入居説明時までにご案内いたします。原状回復時には、その仕様とおりの材質での工事をお願いします。

## 9 工業団体、商工会議所について

一般社団法人 大田工業連合会は区内に所在する9の工業団体が連合し、地域の工業振興に資する各種活動を行っています。また、東京商工会議所 大田支部は地域総合経済団体として、地域振興活動や経営支援活動を行っております。ご入会等詳細につきましては、下記にお問い合わせください。

### 【工業団体】

※ 一般社団法人 大田工業連合会

大田区南蒲田一丁目20番20号 大田区産業プラザ5階 ☎03-3737-0797

### 【商工会議所】

※ 東京商工会議所 大田支部

大田区南蒲田一丁目20番20号 大田区産業プラザ5階 ☎03-3734-1621

# 危険物参考資料

## ■危険物の範囲

消防法では、消防法に定める物品で一定の危険性状を有するものが「危険物」とされています。

その危険物を類型化したものを「類別」といい、その類別に含まれている具体的細分類を「品名」といいます。

## ■危険物の確認方法

危険物については、**危険物の容器に記載されている品名、区分により確認してください。**

## ■主な危険物

工場等で使用されられると思われる主な危険物は、以下のとおりです。

アセトン、洗油、イソプロピルアルコール、ウレタンプレポリマー、エタノール、エンジンオイル、キシレン、ギヤー油、金属粉、クリアー塗料、クレ CRC5-56、クレ CRC パーツクリーナー、ケロシン鉱物油、工業機械用潤滑油、合成ゴム系接着剤、合成樹脂エナメル塗料、鉱物油、ケロシン、サーチングカット洗油、脂肪族系炭水化水素、潤滑油、シンナー、すべり剤、摺動面油、切削油、灯油、塗料、トルエン、非トルエンキシレン塗料、不水溶性切削油、ブタノール、ヘキサン、マシン油、無水エタノール、メタノール、ラッカーシンナー

※ 上に示した「主な危険物」は一般的なもののなので、容器に記載されている内容や、確認試験データ等で必ず確認してください。